

# 苫小牧工業高等専門学校年次報告投稿内規

制 定 令和6年7月25日

## (目的)

**第1条** 本校における学術研究並びに調査に関する成果等（以下「研究報告」という。）を公表し、文献記録として保存するために年次報告を発行する。

## (名称)

**第2条** 年次報告の名称は、「苫小牧工業高等専門学校年次報告（Annual Reports of National Institute of Technology, Tomakomai College）」（以下「年次報告」という。）とする。

## (投稿資格)

**第3条** 年次報告に投稿することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。なお、共著の場合は、次の各号に掲げる者が第一著者であることを条件とする。

- 一 本校専任の教職員
- 二 その他学術情報センター委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

## (投稿期限)

**第4条** 年次報告に投稿する研究報告の投稿期限は、毎年3月末までとする。

## (投稿原稿)

**第5条** 投稿原稿の作成については、苫小牧工業高等専門学校年次報告原稿執筆要領によるものとする。

- 2 年次報告に投稿する研究報告は著者の原著とし、他の刊行物に発表した研究報告は掲載しない。
- 3 投稿原稿は、電子データによるものとし、その完成原稿を図書係へ提出する。
- 4 投稿原稿の枚数は制限しない。ただし、長編のものについては、委員会において短縮を求めることがある。
- 5 投稿者は、提出前に2名以上の者に原稿の点検を依頼し、別紙様式の年次報告原稿点検リストを添付のうえ、提出するものとする。

## (編集・発行)

**第6条** 年次報告の発行は、原則として年1回とする。

- 2 年次報告の編集・発行に関することは委員会において行う。
- 3 事務処理に関することは学生課図書係において行う。
- 4 投稿結果の確認は4月開催の委員会において行い、原則として当月末までに発行するものとする。
- 5 年次報告は本校ホームページで公開する。

(著作権)

**第7条** 年次報告に掲載された研究報告の著作権(著作者人格権は除く。)は苫小牧工業高等専門学校に帰属するものとする。

(その他)

**第8条** その他この内規に定めのない事項については、委員会において定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年7月25日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校紀要投稿内規(昭和59年7月10日施行)は、廃止する。

(別紙様式)

## 年次報告原稿点検リスト

- ☐ 投稿原稿の著者のうち第一著者及び高専関係者は研究倫理教育を定期的に受講していることを、企画調査係に確認しました。
- ☐ 著者は研究成果について、捏造、改ざん、盗用（剽窃）、二重投稿・二重出版、不適切なオーナーシップ等の研究不正を行っていないことを確認しました。
- ☐ 二重投稿、剽窃について、剽窃チェックシステムにより確認しました。
- ☐ 著者名・所属、概要、本文、参考文献等が原稿執筆要領に沿って適切に掲載されていることを確認しました。
- ☐ 誤字・脱字に関する確認を行いました。

以上の確認の結果、当該原稿について、投稿可能と判断します。

### 【点検者】

所 属 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

### 【投稿原稿】

投稿者所属 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

題 名 \_\_\_\_\_